

中央本部運営細則

第1条 この細則は、中央本部運営規程第8条第2項に基づき、総合局に配置する局長等の役員について定める。

第2条 各総合局に配置する局長等は次のとおりとする。

- (1) 総合企画総務局 国際局長（総合企画総務局長が兼務するものとする）  
企画局長（情報担当を兼務するものとする）
- (2) 総合労働局 労働条件局長（~~労安担当を兼務するものとする~~）  
法対労安局長（~~総合労働局長が兼務するものとする~~）
- (3) 総合組織局 強化拡大局長  
現業局長（現業評議会事務局長）  
公営企業局長（公営企業評議会事務局長）  
政労局長（政府関係労働組合評議会事務局長）  
全国一般局長（全国一般評議会事務局長）  
青年部長  
女性部長

- (4) 総合政治政策局 政策局長（社会保障担当を兼務するものとする）  
政治局長  
連帯活動局長（~~社会保障担当を兼務するものとする~~）  
衛生医療局長（衛生医療評議会事務局長）  
社会福祉局長（社会福祉評議会事務局長）  
都市交通局長（都市公共交通評議会事務局長）

第3条 この細則の改廃は中央執行委員会の決定によらなければならない。

附 則

- 1 この細則は2009年9月1日から施行する。
- 2 この細則は2011年9月2日より改訂施行する。
- 3 この細則は2013年6月1日より改訂施行する。
- 4 この細則は2013年9月3日より改訂施行する。
- 5 この細則は2017年9月1日より改訂施行する。
- 6 この細則は2019年9月5日より改訂施行する。
- 7 この細則は2021年9月6日より改訂施行する。
- 8 この細則は2023年9月6日より改訂施行する。

中央本部運営細則

第1条 この細則は、中央本部運営規程第8条第2項に基づき、総合局に配置する局長等の役員について定める。

第2条 各総合局に配置する局長等は次のとおりとする。

- (1) 総合企画総務局 国際局長（総合企画総務局長が兼務するものとする）  
企画局長（情報担当を兼務するものとする）
- (2) 総合労働局 労働条件局長  
法対労安局長
- (3) 総合組織局 強化拡大局長  
現業局長（現業評議会事務局長）  
公営企業局長（公営企業評議会事務局長）  
政労局長（政府関係労働組合評議会事務局長）  
全国一般局長（全国一般評議会事務局長）  
青年部長  
女性部長
- (4) 総合政治政策局 政策局長（社会保障担当を兼

務するものとする）  
政治局長

連帯活動局長  
衛生医療局長（衛生医療評議会事務局長）  
社会福祉局長（社会福祉評議会事務局長）  
都市交通局長（都市公共交通評議会事務局長）

第3条 この細則の改廃は中央執行委員会の決定によらなければならない。

附 則

- 1 この細則は2009年9月1日から施行する。
- 2 この細則は2011年9月2日より改訂施行する。
- 3 この細則は2013年6月1日より改訂施行する。
- 4 この細則は2013年9月3日より改訂施行する。
- 5 この細則は2017年9月1日より改訂施行する。
- 6 この細則は2019年9月5日より改訂施行する。
- 7 この細則は2021年9月6日より改訂施行する。
- 8 この細則は2023年9月6日より改訂施行する。

## 再雇用交付金運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交付金規程第12条に定める再雇用交付金の運営に関わって必要な事項について定める。

(交付金の支給対象)

第2条 交付金の支給対象は、自治労本部関連団体役員を連続3期以上務め、60歳を超えて定年等で退任した者を再雇用している県本部とする。ただし、その者が引き続き離籍専従役員登録される場合は対象から除かれる。

2 自治労本部関連団体役員とは、全日本自治団体労働組合中央本部（以下、本部）役員、自治労共済本部役員、株式会社自治労サービス役員および規約第35条第2項1号に定める役員として賃金の支給を受けていた者をいう。~~3 一定年等で退任した者とは、任期中に60歳を超えた者および同じ学齢の者をいう。~~

(交付の対象期間)

第3条 交付の対象となる期間は、第2条第1項に定める県本部が第2条第2項に定める役員であった者を再雇用している期間とし、同条第2項に定める役員を退任した年の9月から、65歳に達した日以後の最初の8月31日までとする。

(交付金額)

第4条 交付金額は、以下の給料月額相当額、地域手当相当額、一時金相当額を合算した額を上限とする。ただし、第2条第1項に定める県本部が再雇用者に支払う金額がこの金額を下回る場合は、その金額を交付する。

- (1) 給料月額相当額：東京都特別区再任用職員4級の給料月額の5分の3
- (2) 地域手当相当額：給料月額相当額に第2条第1項に定める県本部の所在地に係る国家公務員の地域手当率を乗じた額
- (3) 一時金相当額：給料月額相当額に東京都再任用職員の一時金の年間支給月数（標準）を乗じた額

(交付金額の変更)

第5条 第4条に定める交付金額に変更が生じた場合、本部は第2条第1項に定める県本部に対して速やかにその金額と取り扱いについて通知する。また、県本部は速やかにこれに対応した措置を講ずる。

}}  
略  
}}

(附則)

第10条

1 この要綱は、2007年6月1日から施行する。ただし、第3条に定める交付の対象期間は、再雇用者の生年月日に応じて、以下の経過措置を設ける。

- (1) 1943年4月2日から1945年4月1日の間に生まれた者  
62歳に達した日以後の最初の8月31日まで
- (2) 1945年4月2日から1947年4月1日の間に生まれた者  
63歳に達した日以後の最初の8月31日まで
- (3) 1947年4月2日から1949年4月1日の間に生まれた者  
64歳に達した日以後の最初の8月31日まで
- (4) 1949年4月2日以降に生まれた者  
65歳に達した日以後の最初の8月31日まで

2 この要綱の2009年3月23日の第4条の改正は、2009年4月1日から適用する。

3 この要綱の2016年度第4回中央執行委員会における改正は、2015年9月1日から適用する。

4 この要綱の2019年度第4回中央執行委員会における改正は、2018年10月24日から適用する。

5 この要綱の2023年度第23回中央執行委員会における改正は、2023年9月1日から施行する。ただし、2032年4月1日までの間は経過措置として、第2条によらず、従前の取り扱いによるものとするが、その際は、改正前の第2条第3項の年齢は以下の通り読み替える。

- (1) 2025年4月1日まで  
任期中に61歳を超えた者および同じ学齢の者
- (2) 2025年4月2日から2027年4月1日まで  
任期中に62歳を超えた者および同じ学齢の者
- (3) 2027年4月2日から2029年4月1日まで  
任期中に63歳を超えた者および同じ学齢の者
- (4) 2029年4月2日から2031年4月1日まで  
任期中に64歳を超えた者および同じ学齢の者
- (5) 2031年4月2日から2032年4月1日まで  
任期中に65歳を超えた者および同じ学齢の者

## 再雇用交付金運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交付金規程第12条に定める再雇用交付金の運営に関わって必要な事項について定める。

(交付金の支給対象)

第2条 交付金の支給対象は、自治労本部関連団体役員を連続3期以上務め、60歳を超えて退任した者を再雇用している県本部とする。ただし、その者が引き続き離籍専従役員登録される場合は対象から除かれる。

2 自治労本部関連団体役員とは、全日本自治団体労働組合中央本部（以下、本部）役員、自治労共済本部役員、株式会社自治労サービス役員および規約第35条第2項1号に定める役員として賃金の支給を受けていた者をいう。(交付の対象期間)

第3条 交付の対象となる期間は、第2条第1項に定める県本部が第2条第2項に定める役員であった者を再雇用している期間とし、同条第2項に定める役員を退任した年の9月から、65歳に達した日以後の最初の8月31日までとする。

(交付金額)

第4条 交付金額は、以下の給料月額相当額、地域手当相当額、一時金相当額を合算した額を上限とする。ただし、第2条第1項に定める県本部が再雇用者に支払う金額がこの金額を下回る場合は、その金額を交付する。

- (1) 給料月額相当額：東京都特別区再任用職員4級の給料月額の5分の3
- (2) 地域手当相当額：給料月額相当額に第2条第1項に定める県本部の所在地に係る国家公務員の地域手当率を乗じた額
- (3) 一時金相当額：給料月額相当額に東京都再任用職員の一時金の年間支給月数（標準）を乗じた額

(交付金額の変更)

第5条 第4条に定める交付金額に変更が生じた場合、本部は第2条第1項に定める県本部に対して速やかにその金額と取り扱いについて通知する。また、県本部は速やかにこれに対応した措置を講ずる。

}}  
略  
}}

(附則)

第10条

1 この要綱は、2007年6月1日から施行する。ただし、第3条に定める交付の対象期間は、再雇用者の生年月日に応じて、以下の経過措置を設ける。

- (1) 1943年4月2日から1945年4月1日の間に生まれた者  
62歳に達した日以後の最初の8月31日まで
- (2) 1945年4月2日から1947年4月1日の間に生まれた者  
63歳に達した日以後の最初の8月31日まで
- (3) 1947年4月2日から1949年4月1日の間に生まれた者  
64歳に達した日以後の最初の8月31日まで
- (4) 1949年4月2日以降に生まれた者  
65歳に達した日以後の最初の8月31日まで

2 この要綱の2009年3月23日の第4条の改正は、2009年4月1日から適用する。

3 この要綱の2016年度第4回中央執行委員会における改正は、2015年9月1日から適用する。

4 この要綱の2019年度第4回中央執行委員会における改正は、2018年10月24日から適用する。

5 この要綱の2023年度第23回中央執行委員会における改正は、2023年9月1日から施行する。ただし、2032年4月1日までの間は経過措置として、第2条によらず、従前の取り扱いによるものとするが、その際は、改正前の第2条第3項の年齢は以下の通り読み替える。

- (1) 2025年4月1日まで  
任期中に61歳を超えた者および同じ学齢の者
- (2) 2025年4月2日から2027年4月1日まで  
任期中に62歳を超えた者および同じ学齢の者
- (3) 2027年4月2日から2029年4月1日まで  
任期中に63歳を超えた者および同じ学齢の者
- (4) 2029年4月2日から2031年4月1日まで  
任期中に64歳を超えた者および同じ学齢の者
- (5) 2031年4月2日から2032年4月1日まで  
任期中に65歳を超えた者および同じ学齢の者

## 自治労法律相談所常任顧問弁護士の経費および報酬の支給基準についての適用内規

法律相談所運営規程第3章の経費および報酬の支払基準において、中央執行委員会が決定する事項については、この内規の規定により実施する。

- 法律相談所運営規程第11条の「月額行動費」および「一般調査研究費」の支給基準について
  - 常駐者月額行動費の支給基準は次の各号によることとする。
    - 弁護士資格取得後1年未満の期間の者の場合は月額400,000円とする。
    - 自治労顧問弁護士として継続1年以上5年未満の期間の者の場合は、月額500,000円とする。
    - 自治労顧問弁護士として継続5年以上10年未満の期間の者の場合は、月額600,000円とする。
    - 自治労顧問弁護士として継続10年以上15年未満の期間の者の場合は、月額625,000円とする。
    - 自治労顧問弁護士として継続15年以上の者の場合は、月額650,000円とする。
  - 代表顧問弁護士の月額行動費は、650,000円とする。
  - 常駐者および代表顧問弁護士の月額行動費の年間支給月数は13.5月分を限度とし、6月に1.5月分、12月に2月分、これ以外の各月を1月分とする。
  - 一般調査研究費は、月額440,000円とする。
- 法律相談所運営規程第12条の「事件などの報酬基準」の適用について
  - 刑事訴訟事件起訴前対策報酬の基準額は1件150,000円とし、当該事件の規模内容や法律対策等の複雑困難の度合いに応じて、50,000円の範囲内に

- において増減額し支給する。
  - 事件着手報酬の基準額は1件150,000円とし、当該事件の規模内容や法律対策等の複雑困難の度合いに応じて、50,000円の範囲内において増額し支給する。
  - 割増報酬の基準額は1件100,000円とし、10回ごとの審理における審理参加数等の関与度に応じて、20,000円の範囲内において増額し支給する。
  - 特定法律対策、特定法律相談報酬および特定調査研究事項報酬の基準額は、特定委嘱事項1件につき50,000円とする。なお、当該委嘱事項の複雑困難度および所要従事期間などを考慮し、増額して支給することができるものとする。
- 法律相談所運営規程第13条の「事件終結報酬」の適用について
  - 一般終結報酬の基準額は1件150,000円とし、割増報酬の場合の決定基準により、50,000円の範囲内において増額し支給する。
  - 特別加算報酬の基準額は1件150,000円とし、事件の重要性、複雑困難度、弁護士の関与度などにより、50,000円の範囲内において増減額し支給する。
  - 成功加算報酬の基準額は1件200,000円とし、事件の重要性、複雑困難度、弁護士の関与度などにより、50,000円の範囲内において増減額し支給する。
  - 第13条第2項に定める「特に長期かつ重要な事件が終結した場合」の適用については、民事性を有する事件等において、その終結まで1年以上の期間を要した場合でなければならない。

## 自治労法律相談所常任顧問弁護士の経費および報酬の支給基準についての適用内規

法律相談所運営規程第3章の経費および報酬の支払基準において、中央執行委員会が決定する事項については、この内規の規定により実施する。

- 法律相談所運営規程第11条の「月額行動費」および「一般調査研究費」の支給基準について
  - 常駐者月額行動費の支給基準は次の各号によることとする。
    - 弁護士資格取得後1年未満の期間の者の場合は月額400,000円とする。
    - 自治労顧問弁護士として継続1年以上5年未満の期間の者の場合は、月額500,000円とする。
    - 自治労顧問弁護士として継続5年以上10年未満の期間の者の場合は、月額600,000円とする。
    - 自治労顧問弁護士として継続10年以上15年未満の期間の者の場合は、月額625,000円とする。
    - 自治労顧問弁護士として継続15年以上の者の場合は、月額650,000円とする。
  - 代表顧問弁護士の月額行動費は、650,000円とする。
  - 常駐者および代表顧問弁護士の月額行動費の年間支給月数は13.5月分を限度とし、6月に1.5月分、12月に2月分、これ以外の各月を1月分とする。
  - 一般調査研究費は、月額440,000円とする。
- 法律相談所運営規程第12条の「事件などの報酬基準」の適用について
  - 刑事訴訟事件起訴前対策報酬の基準額は1件150,000円とし、当該事件の規模内容や法律対策等の複雑困難の度合いに応じて、50,000円の範囲内に

- において増減額し支給する。
  - 事件着手報酬の基準額は1件150,000円とし、当該事件の規模内容や法律対策等の複雑困難の度合いに応じて、50,000円の範囲内において増額し支給する。
  - 割増報酬の基準額は1件100,000円とし、10回ごとの審理における審理参加数等の関与度に応じて、20,000円の範囲内において増額し支給する。
  - 特定法律対策、特定法律相談報酬および特定調査研究事項報酬の基準額は、特定委嘱事項1件につき50,000円とする。なお、当該委嘱事項の複雑困難度および所要従事期間などを考慮し、増額して支給することができるものとする。
- 法律相談所運営規程第13条の「事件終結報酬」の適用について
  - 一般終結報酬の基準額は1件150,000円とし、割増報酬の場合の決定基準により、50,000円の範囲内において増額し支給する。
  - 特別加算報酬の基準額は1件150,000円とし、事件の重要性、複雑困難度、弁護士の関与度などにより、50,000円の範囲内において増減額し支給する。
  - 成功加算報酬の基準額は1件200,000円とし、事件の重要性、複雑困難度、弁護士の関与度などにより、50,000円の範囲内において増減額し支給する。
  - 第13条第2項に定める「特に長期かつ重要な事件が終結した場合」の適用については、民事性を有する事件等において、その終結まで1年以上の期間を要した場合でなければならない。